

財務省告示第四百七十八号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年五月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替を機械は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資	金額	金額	金額	の記載又は記録による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年五月二十六日	額面金額百円につき百円四十九	年〇・六パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 67}{100 \times 365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 五 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十 五 償 還 期 限

平 成 二 十 五 年 三 月 二 十 日

十 六 償 還 金 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 元 利 支 所

平 成 十 五 年 五 月 二 十 六 日

十 八 払 込 期 日